

神 崎 町

大河内町

平成17年2月1日発行

合併協議会 だより 第12号



(神崎町)



(大河内町)

祝
成
人

1月9日、両町において成人式が開催されました。

目 次

- 第15回合併協議会の結果報告 2
- 第5・6回新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました 5
- 合併協定項目の協議状況 6
- 合併協議会からのお知らせ 6





第十五回合併協議会が 開催されました



第十五回合併協議会

十二月二十六日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第十五回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項二件、協議事項三件について協議が行われました。



開会にあたり、足立理秋会長（神崎町長）より、次のとおりあいさつがありました。

今年は、国内外の社会情勢、経済、財政、また、自然の驚異等情勢に大変厳しいものがございました。とりわけ、中越地方を襲った大地震、そして度重なる大型台風の襲来は、本県でも但馬地方・淡路地区に大きな災害をもたらし、また両町とも倒木の被害、道路、河川等に多くの被害が発生しました。今なお修復に目途が立っていない状況もございます。何とか早期復旧に向けて最大の努力をいたしているところでございます。

さて、本日、第十五回の神崎町・大河内町合併協議会を開催させていただきます。

今年を若干顧みますと当協議会は、今年の二月四日に施行され立ち上がったところでございます。二月

十五日には、第一回の合併協議会を開催し、協議会委員さん二十八名、新町建設小委員会委員として別に十二名の方々、そして前川県会議員さん、県民局長さんには顧問としてそれぞれ委嘱申し上げ、真剣かつ誠実に協議を重ねていただきました。

お陰を持ちまして、合併協定項目の基本的な事項であります合併の方式を対等合併とする新設合併、合併の目標期日を平成十七年十一月一日に、新町の本庁は、現大河内町庁舎とし、神崎町域には、総合窓口業務と福祉機能を有し防災拠点機能も兼ね備えた支庁舎を設置し、長谷支所も存続させることで合意に達しております。

また、新町建設計画につきまして、小委員会の委員さんの多様かつ建設的な意見をいただき精力的な協議を重ねていただきました結果、立派な新町建設計画に仕上げていただきました。この内容は、両町で開催の住民説明会でそれぞれ説明がなされたところでございまして、現在では、県で事前協議として審査をいただいております。

その他、議会議員の定数・任期、今回協議いただく農業委員の定数・

任期等、そして、新町の名称も十一月の公募期間を踏まえ、すでに絞込み作業に入っていたいております。一月下旬には、最終の選定を合併協議会をお願いすることになります。

このように現在九割程度の調整を行うことが出来まして、これも各委員さんの真摯なる協議の積み重ねがこのような結果として表れております。ここに厚く感謝とお礼を申し上げます。

ところで、市川町さんとの問題でございまして、

これまでもこの席で経過等をお知らせしてまいりましたが、ここで、その状況を若干述べさせていただきます。

八月六日に県から両町にお越しになりました、市川町を加えた三町合併についての打診がございました。

この日を境としまして、三町合併の課題が急に浮上してまいりました。十月十八日には、市川町長さんから二町に対し合併協議の参加の正式な申し入れがございました。これを受けまして、両町とも各区ごとの住民説明会を開催することにいたしました。新町建設計画の説明と市川町の件は、市川町からの申し入れに

対しましては、真摯に受け止め、広域的な合併を考えるには、この際三町で合併せざるを得ないのではないのでしょうかというスタンスで私の思いを申し上げてまいりました。しかし、神崎町住民の受け止め方は、想像を超える厳しいものでございました。

て、住民の意見・考えを無視した場合、今まで培ってきました行政と住民の信頼関係が一挙に崩れ去りはしないだろうか、私の胸のうちは、非常に複雑で、夜も眠れない日々が続き、三町合併の設置議案の提出すら出来ないとも考えましたが、その後三町長に県民局を交えた調整会議では、県の強い要請もあり、また、上野町長さんからは、三町合併に努力し、三町合併が仮に不調に終わっても、二町合併には、前向きに努力し、この確約について努力したいということをお聞きしましたので、この言葉がまぎれもないもので、三町または、二町合併が必ずや成就するものと信じ、熟慮の上、住民に対しましては、再度CATV、告知放送を介して説明責任を果たしながら、議会提案することに踏み切った次第でございます。今後年末年始にかけても多少なりともそれぞれ動きがあらう

かと思いますが、日々刻々と状況が変化している状況でございます。

以上、最初にあたりまして、合併協議会委員の皆様のこれまでのご苦勞に對してのお礼と現在の状況を申し上げます。

報告事項

【報告第三十一号】

神崎町・大河内町合併協議会出納検査（十二月実施）の報告について

十二月十六日に平成十六年四月から十一月分までの出納状況等の検査を実施した結果、現金出納は確実で、預金の管理運用も適切に処理されており、計数的には誤りがなかった旨の報告がなされました。

【報告第三十二号】

第五回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について

第五回の新町名称・庁舎等検討小委員会では新町名称募集の集計結果について事務局から説明を受け、その後第一次選考を実施し応募総数八百八十六点の作品の中から、小委員会第一次選考として二十二点を選定した旨の報告が立石委員長よりなさ

れました。（５ページ参照）

協議事項

【協議第五十四号】

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併に伴い、両町の農業委員会の委員（選挙及び選任による）は原則として失職することになります。しかし、議会議員と同様に合併という特殊な事情を考慮し、選挙により選出された農業委員については、合併特例法で合併後一年を超えない範囲で在任することができるとの特例措置が設けられています。また、一つの自治体に一つの農業委員会を置くことが原則ですが、必要があると認められた場合には、旧町の地域ごとに農業委員会を置くことができる特例もあります。

両町の農業委員は定数三十名、議会推薦委員八名、農業団体推薦委員二名、全体で四十名である現状を踏まえながら、次のとおり調整することで承認されました。

（農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて）

◆農業委員会の委員については、新町に一つの農業委員会を置き、両町の農業委員のうち選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後、平成十八年三月三十一日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。また、両町の推薦委員は新町発足の前日に失職し、新町発足後に新たに議会推薦委員四名、農業協同組合推薦委員一名及び土地改良区推薦委員一名を選任する。

◆選挙区制は導入しないこととする。

◆新町の農業委員会の選挙による委員の定数は二十名とし、合併後初めて行われる一般選挙から適用する。

問：現状の農業委員については、各集落一名ということから無投票でスムーズな選出がなされているが、新町では委員数が減少することからどのような対応となるのか？

答：両町とも農業委員については、これまで無投票でありましたが、新町では委員数が減少するため、選出については選挙が基本となります。しかし、委員選出について

はこれまで無投票であったため、これらの経緯なども踏まえ、今後検討していきます。

問：適任者があれば女性委員の選出もお願いしたいが、女性では無理な委員会なのか？

答：選挙により選出を行う委員については、選挙人名簿に登録することが必要になりますが、女性委員選出も可能であります。また、農協推薦・議会推薦委員については、選挙人名簿に登録されていない方も選出可能であることから、すべての選出方法において女性委員を選出することが可能であります。

【協議第五十五号】

総務関係事務事業(その三)集会所

入札関係事務事業の取扱いについて

総務関係事務事業では、集会所建設補助事業、入札指名業者決定事務の取扱いなど三項目について協議され、すべて承認されました。

〈集会所建設補助事業の取扱いについて〉

◆集会所の新築、改築については、国・県の補助制度を用いて実施することを原則とし、新町に引き継ぐ。

◆補助基準に合致しない集落の集会所の整備に対しては、大河内町の町単独補助制度を適用することとし、新町発足までに補助金交付要綱を整備する。ただし、補助率は国・県の補助制度を用いて実施する場合、三割の地元負担を徴していることに鑑み七割とし、また、補助金額の算定に用いる補助面積、補助単価は、その時点における国・県の補助制度の基準を準用する内容で要綱を整備する。また、造成費に対する補助は、各集落とも既設集会所の用地を有しているので廃止する。

◆集落集会所の維持管理、補修については、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈隣保集会所建設事業の取扱いについて〉

◆隣保集会所の整備はほぼ充足しており、この制度の目的は達成されたものと思われるため、合併時に廃止する。また、集落自治、コミュニティの拠点施設として集落集会所の整備に努めることとする。

〈入札指名業者の決定事務の取扱いについて〉

◆入札参加者審査会は現行制度を基本に設置し、委員の選任については新町発足後速やかに調整する。

◆入札・契約制度等の協議は、大河内町の例により入札参加者審査会で行う。

◆入札参加業者選定要綱については、新町発足後速やかに一元化を図る。

問：大河内町単独補助制度の隣保集会所整備に対する補助金が合併時に廃止となり、隣保集会所建設時に負担が増加することになるが、何かほかの補助事業等はないのか？

答：補助要綱を作成してからの二十数年間で二十四戸の隣保集会所の補助をしてまいりましたが、最近五・六年間においては要望もないことや、財政状況も含め検討した結果、廃止することといたしました。今後においては、農業改良普及センターでの融資制度等を活用していただけたらと思います。また、新町建設計画の中で地域サロンということで、各集落単位でのコミュニティをより充実していくといったことから、集落の集会所施設整備については、国・県補助

が優先となりますが、単独補助制度についても補助率を引き上げる要綱を作成していく予定となっております。

【協議第五十六号】

議会関係事務事業の取扱いについて

議会の定例会は、地方自治法第一百条第二項により条例で回数を定めることとなっており、両町とも開催回数(四回)及び召集月(三月・六月・九月・十二月)とも同じであります。また、臨時会については、同条第三項により必要がある場合において召集することとされており、両町とも必要に応じ随時開催されることから、次のとおり調整することと承認されました。

〈定例会・臨時会の取扱いについて〉

◆議会の定例会は、現行のまま新町に引き継ぐ方向で新町発足までに調整する。臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。

〈委員会の取扱いについて〉

◆議会の委員会種別、委員数については、新町発足後速やかに調整する。

第5・6回新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました。

12月22日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第5回目の新町名称・庁舎等検討小委員会が開催され、新町名称募集の集計結果の説明後、小委員会での第1次選考が実施され、886点の作品の中から22点の作品が1次選考として選定されました。また、1月7日には第6回目の小委員会が大河内町役場で開催され、新町名称の第2次選考が実施され、第1次選定の22点の作品の中から合併協議会に提案する5点の作品について選定がなされました。



第1次選考

各委員が3点以内の作品を推薦する。ただし、協議によりそれ以外の作品の中から2点以内を選定することができる。

※小委員会第1次選定結果

(22作品・50音順)

名 称	ふりがな	名 称	ふりがな	名 称	ふりがな	名 称	ふりがな
愛 里	あいさと	清 川	きよかわ	はにおか	はにおか	緑	みどり
彩	あや	希来々	きらら	埴 岡	はにおか	美 山	みやま
笠 峰	かさみね	県 央	けんおう	播 磨 中	はりまなか	優 希	ゆうき
神 河	かみかわ	秀 峰	しゅうほう	兵庫中央	ひょうごちゅうおう	わ か ば	わ か ば
神 北	かみきた	神 河	しんこう	美 里	みさと	和 幸	わこう
北 播 磨	きたはりま	中 播 磨	なかはりま				

第2次選考

第1次選考の候補の中から、各委員がそれぞれ1点推薦し、集計結果等を参考に協議により決定する。

※小委員会第2次選定結果

(5作品・50音順)

名 称	ふりがな	選 定 理 由
神 河	かみかわ	神崎の神、大河内の河をとった名称。神崎町、大河内町が末永く仲良くやっていくように願いを込めて。
秀 峰	しゅうほう	千ヶ峰、峰山、砥峰など美しい山々に囲まれた町であるため。
埴 岡	はにおか	播磨国風土記において、現在の生野町、大河内町、神崎町、そして市川町の一部が「埴岡の里」と呼ばれていたため。
美 里	みさと	緑と美しい川、自然に恵まれた山里である。美しい古里であり続けるように願いを込めて。
わかば	わかば	「わかば」のように元気いっぱいの町になって欲しい願いを込めて。

合併協議会からの お知らせ

◆ 第17回合併協議会

日 時：2月13日（日）午後1時30分～
場 所：神崎町ケーブルテレビネットワ
ーク局舎 会議室

◆ 第18回合併協議会

日 時：2月23日（水）午後1時30分～
場 所：大河内町保健福祉センター
2F福祉講習室

※協議会開催日は予定であり、両町の行事
等で変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開する
こととなっています。傍聴をご希望される
方は、開会時間の15分前までに会場にお越
しいいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご
記入ください。傍聴をされる方に傍聴証を
お渡します。

ただし、傍聴をご希望される方が多数あ
る場合には、会場の都合などで傍聴の人数
を制限することもありますので、ご了承く
ださい。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホー
ムページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録な
どを公表している他、合併に関するご意見・
ご要望なども受け付けています。現在、
新町名称募集の応募作品及び1次・2次選考
の選定作品の一覧を掲載しています。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

合併協定項目の協議状況 平成16年12月26日現在

神崎町・大河内町合併協合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16.2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16.3.2	第9回 H16.8.25
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画（その1）	第7回 H16.7.17	第7回 H16.7.17
	新町建設計画（その2）	第12回 H16.10.15	第12回 H16.10.15
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第14回 H16.11.24	第15回 H16.12.26
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18	町名、字名の取扱い	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
	慣行の取扱い（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
22	消防団の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
23	自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業	第15回 H16.12.26	第15回 H16.12.26
	-2 総務関係事務事業（その1）	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
	総務関係事務事業（その2）	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	総務関係事務事業（その3）	第15回 H16.12.26	第15回 H16.12.26
	-3 企画関係事務事業（その1）	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-5 住民関係事務事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	住民関係事務事業（その2）	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
	住民関係事務事業（その3）	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
	-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-8 福祉関係事務事業（その1）	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	福祉関係事務事業（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	福祉関係事務事業（その3）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-9 農林水産関係事務事業（その1）	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	農林水産関係事務事業（その2）	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
	農林水産関係事務事業（その3）	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
	-10 商工・観光関係事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-11 建設関係事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	建設関係事業（その2）	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-12 上・下水道事業（その1）水道事業	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
	上・下水道事業（その2）下水道事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16.7.28	第10回 H16.9.14
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16.4.28
	-16 地域情報化事業	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-17 その他事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	その他事業（その2）	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		